

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 9 2 号)

令和6年9月11日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、大津市情報公開条例第2章の規定を適用しないとして却下した決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和5年7月28日、審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行ったものである。

「市全域の地番参考図と路線価図をシェープファイル形式で、またコード管理表があれば併せて提供してほしい。」

2 実施機関の決定

令和5年8月25日、「地番参考図」は大津市市税条例（以下「市税条例」という。）第76条第1項に規定する「地籍図」であり、「路線価図」は同項に規定する「その他固定資産の評価に必要となる資料」であることから、いずれも市税条例第76条第2項の規定によって情報公開条例第2章（第5条から第18条まで）の規定を適用しないことから、公文書公開請求の対象外であるとして公文書公開請求却下決定を行ったものである。

3 審査請求

令和5年9月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行ったものである。

第3 審査請求の趣旨

本件公文書の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 情報公開条例第2章の規定は、平成14年、すなわち21年以上も前に制定された規定であって、明確に情報化の進展状況等を勘案した条例ではない。
- 2 情報化の進展は日進月歩であり、政府もそれを積極的に推進している。
- 3 中央政府にデジタル庁なども存在しない時代に制定された条例を根拠に、請求が却下されたことは到底承服し兼ねるので、客観的第三者（有識者）による審査をお願いするものである。
- 4 現在、私は、800余りある自治体に対して同様の依頼をしているが、滋賀県内を含め、すでに多くの自治体からデータ提供を受けている。このことからしても、シェープファイル形式での地籍図、路線価図の提供は技術的、法律的観点から問題ないと思われる。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書は、いずれも市税条例第76条第1項に規定する固定資産課税資料に該当し、当該資料は、同条第2項により、公文書の公開に係る手続等を定めた情報公開条例第2章の規定を適用しないとしていることから、公開することができないと判断したものである。
- 2 なお、本件公文書は、指定の閲覧場所において、地番参考図は300円／件、路線価図は無料で、いずれも紙面による閲覧が可能である。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、市が保有する本件公文書の公開を求めるものである。

なお、実施機関は本件公開請求に対して適法な却下決定を行ったものとは言えないが、その通知文書の中で、本件公開請求を実質的に却下することを審査請求人に伝えているものと認められること、また審査請求人も処分と捉えて本件審査請求を行っていることから、当審査会では本件公開請求に対する却下処分があったものと捉え、以下検討する。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件公文書のうち地番参考図と路線価図が市税条例第76条第1項に規定する固定資産課税資料に該当するとし、同条第2項により情報公開条例第2章の規定を適用しないとしていることから、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、情報公開条例第2章の規定は21年以上も前に制定された条例の規定であって、当該条例は明確に情報化の進展状況等を勘案したものではなく、当該条例の規定をもって公開請求が対象外とされたことに不服がある旨等を主張している。

そこで、当審査会は、市税条例第76条第1項及び同条第2項の規定により情報公開条例第2章を適用しないとする本件処分の違法性又は不当性について判断する。

なお、実施機関からの聞き取りによると、本件公文書のうちコード管理表については、実施機関では保有していないとのことであり、この点について争いはない。

3 本件公文書の特定並びに市税条例第76条第1項及び第2項該当性について

(1) 市税条例の規定

市税条例第76条第1項では、「市長は、固定資産課税台帳、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料(次項において「固定資産課税資料」という。)を備え、逐次整えるものとする。」と定め、同条第2項では、「固定資産課税資料については、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)第2章の規定を適用しない。」と定めている。

(2) 市税条例第76条第1項該当性について

本件公文書「地番参考図」及び「路線価図」の特定について、事務局を通して実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

(ア)「地番参考図」が市税条例第76条第1項に規定する「地籍図」に該当するかについて実施機関は、本市の市税条例第76条第1項に規定する「地籍図」は、地方税法第380条

第3項の規定により「土地の地番及び地籍等を明らかにした地図」として作成しており、土地評価に必要な地番、土地の位置、土地の形状等を明らかにした地図であると説明する。そして、審査請求人が請求している「地番参考図」についても、土地の地番及び地籍等を明らかにした地図と解し、「地籍図」として特定した。

実施機関が資料として提出した「地籍図」を当審査会で見分したところ、実施機関の説明のとおり、土地の地番及び位置等が記載されており、審査請求人が公開を求める「地番参考図」に該当すると判断できた。この点から「地番参考図」を「地籍図」とした実施機関の公文書の特定の説明には首肯することができ、そうすると、この「地籍図」は、市税条例第76条第1項に規定する固定資産課税資料に該当するものである。

(イ)「路線価図」が市税条例第76条第1項に規定する「その他固定資産の評価に関して必要な資料」に該当するかについて

地方税法第410条第2項において、「市町村長は、固定資産の価格等を決定した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、「地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面」を一般の閲覧に供しなければならない」と規定されている。また、当該総務省令（地方税法施行規則第15条の6の4）の規定において、「地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面」には、「固定資産評価基準に規定する市街地宅地評価法が適用される地域については、標準宅地の位置及び街路ごとの路線価」を、「固定資産評価基準に規定するその他の宅地評価法が適用される地域については、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格」を表示することとなっている。

実施機関が資料として提出した「路線価図」を当審査会で見分したところ、前述の規定のとおり、土地評価に必要な標準宅地の位置及び街路ごとの路線価等が表示されていることが確認できたことから、市税条例第76条第1項に規定する固定資産課税資料の「その他固定資産の評価に関して必要な資料」に該当するものである。

(3) 市税条例第76条第2項該当性及び情報公開条例第2章の規定を適用しないことについて
上記のとおり、本件公文書「地番参考図」及び「路線価図」は、いずれも市税条例第76条第1項に規定する「固定資産課税資料」に該当すると判断できることから、同条第2項の規定により、情報公開条例第2章の規定は適用されないこととなる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、情報公開条例第2章の規定は情報化の進展状況等を勘案した条例でないと主張するが、本件に当たっては、市税条例第76条第2項の規定により情報公開条例第2章の規定を適用しないと定めたものであることから、情報公開条例ではなく市税条例において指摘されるものであり、市税条例において本件公文書をデータ形式で交付することの妥当性の審査については当審査会の権限は及ばないため、審査請求人の当該主張の可否を判断することはできない。

また、大津市以外の地方公共団体が制定した情報公開条例や税条例においては、このような除外規定が置かれていないものが存在し、これらの地方公共団体に対して、情報公開条例に基づいて請求をすれば、本件公文書の公開がなされるところ、市税条例第76条第2項の規定と同様の文言を置く地方公共団体にあつては公開されず、統一的な扱いが受けられないことがある。

しかしながら、情報公開条例及び税条例においては、各地方公共団体が独自に手続や要件等の内容を定めることができるものであることからすると、このような不均衡が生ずるのはやむを得ないものである。

5 結論

以上のとおり、本件公開請求は情報公開条例第2章の規定が適用されないことから、本件公開請求を不適法な請求であるとして却下した本件処分に、違法又は不当とすべき点は認められない。よって、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月13日	諮問書の受理
令和6年 2月19日	審議
令和6年 3月18日	審議
令和6年 6月 6日	審議
令和6年 7月22日	審議
令和6年 8月22日	審議
令和6年 9月11日	答申